

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年9月16日
【会社名】	株式会社ピクセラ
【英訳名】	PIXELA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤岡 浩
【本店の所在の場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 池本 敬太
【最寄りの連絡場所】	大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
【電話番号】	(06)6633-3500(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 池本 敬太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,624,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 452,624,000円 (注)行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	16,000個
発行価額の総額	4,624,000円
発行価格	289円(本新株予約権の目的である株式1株当たり2.89円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年10月4日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ピクセラ 総務部 大阪市浪速区難波中二丁目10番70号
払込期日	平成22年10月4日(月)
割当日	平成22年10月4日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 難波支店 大阪市中央区難波五丁目1番60号

(注) 1. 株式会社ピクセラ第4回新株予約権(行使価額修正条項付)(以下「本新株予約権」という。)は、平成22年9月16日開催の当社取締役会決議において発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、本新株予約権1個当たりの本新株予約権の目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により各本新株予約権の行使により交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
--------------------------	---

	<p>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、注6.(3)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「決定日」という。）の前取引日（但し、決定日の前取引日に当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）のない場合には、その直前のVWAPのある取引日とする。以下「時価算定日」という。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引のVWAPの90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。以下「修正後行使価額」という。）に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の都度、本欄第2項に記載のとおり修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：当初127円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による調整を受ける。）</p> <p>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は1,600,000株、交付株式数は100株で確定している（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。</p> <p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：207,824,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項を参照）。</p> <p>8 本新株予約権には、20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が本欄第4項に記載の行使価額の下限を下回った場合、当社が本新株予約権1個当たり289円にて残存する本新株予約権の全部を取得する義務を負うとする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。 単元株式数は100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,600,000株とする（交付株式数は、100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第5項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の発行後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、交付株式数は次の算式により調整される。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3 前項の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。</p> <p>4 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 行使価額は、当初280円とする。但し、行使価額は本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 本新株予約権の発行後、行使価額は、時価算定日の修正後行使価額に修正され、修正後行使価額は決定日以降これを適用する。但し、本項に定める修正後行使価額の算出において、かかる算出の結果得られた金額が127円（以下「下限行使価額」という。但し、本欄第3項による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由が発生し、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当て（以下総称して「株式分割等」という。）をする場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合。なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割当てする場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償で発行したものとして本 を適用する。

調整後の行使価額は、発行される証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てが当初の行使価額で取得され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該証券(権利)又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日(当該募集において株主に割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日(基準日又は株主確定日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日)以降これを適用する。

但し、本 に定める証券(権利)又は新株予約権の発行が買収防衛を目的とする発行である場合において、発行会社はその旨を公表のうえ本新株予約権者に通知し、本新株予約権者が同意したときは、調整後の行使価額は、当該証券(権利)又は新株予約権(新株予約権の交付と引換えに取得される証券(権利)若しくは取得させることができる証券(権利)に関して交付の対象となる新株予約権を含む。)の全てについてその要項上取得の請求、取得条項に基づく取得又は行使が可能となる日(以下「転換・行使開始日」という。)において取得の請求、取得条項による取得又は行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、転換・行使開始日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日又は株主確定日が設定され、且つ効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会、取締役会、その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日又は株主確定日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日又は株主確定日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- 株式の併合、合併、会社分割又は株式分割のために行使価額の調整を必要とするとき。
- その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) 本項第(2)号の規定にかかわらず、時価算定日が、株式会社証券保管振替機構の定める新株予約権行使請求を取り次がない日の初日より前である場合に限り、本項第(2)号に基づく行使価額の調整を行うものとする。ただし、下限行使価額については、常にかかる調整を行うものとする。

	<p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき(本欄第2項第(1)号の定めにより下限行使価額が調整されるときを含む。)は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額(下限行使価額を含む、以下本号において同じ。)、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>448,000,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の行使期間に行使が行なわれない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成22年10月5日から平成24年10月9日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄の各項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社取締役会で定める取得日の前営業日)までとする。ただし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 難波支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり289円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり289円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11営業日が経過する日に、本新株予約権 1 個当たり289円にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。なお、上記20連続取引日の間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の原因となる事由が生じた場合には、当該20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値は、本項の適用上、当該事由を勘案して調整されるものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金を調達しようとする理由

当社は、本新株予約権の発行による資金調達方法を選択するにあたり、当社株式の希薄化を抑制するとともに、将来の企業成長の機会を逃すことなく、当社の意思・判断によって機動的かつ柔軟な資金調達を行うための自由度を確保すること、及び当社の財務基盤の強化に貢献する資金調達を行うことに重点を置いて、多様な資金調達方法を比較検討してまいりました。

上記資金調達方法の検討にあたっては、社債や借入等のデット性資金の調達についても検討いたしました。財務基盤の強化に貢献する資金調達を行うことに重点を置いていることから、エクイティ性資金の調達を行うことが適切であると考えております。そのような状況の中、当社の主幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解の深い割当予定先より第三者割当による新株予約権の発行及びファシリティ契約のご提案をいただきました。ファシリティ契約とは、注2.に記載のとおり、当社と割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、ファシリティ契約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、割当予定先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。ファシリティ契約上、割当予定先は本新株予約権の行使義務を負いませんが、本新株予約権及びファシリティ契約の内容により、本新株予約権の発行による資金調達は、当社が有する選択肢の中で、当社が主体的に資金調達金額や時期を相当程度コントロールすることが出来る調達手段であると考えており、さらに、当社の株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能であると考え、本新株予約権の発行による資金調達が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

[本資金調達方法の特徴]

ファシリティ契約期間(注2.において定義します。)においては、(i)当社の資金需要や株価動向を総合的に判断したうえで、当社の意思決定に基づき、機動的かつ柔軟な資金調達が可能であること、(ii)本VWAP値(注2.において定義します。)が500円を超える場合を除き、当社が本新株予約権の行使を要請しない限り、割当予定先は本新株予約権を行使できないこと。

新株予約権の目的である当社普通株式の数は1,600,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること(平成22年3月31日現在の総議決権数に対する最大希薄化率は14.66%)。

本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

本新株予約権には下限行使価額が設定されているため、株価下落により当社普通株式1株当たり価値の希薄化というデメリットを一定限度に制限できること。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」といいます。)の締結日以降、割当予定先が残存する新株予約権を全て行使した日、本新株予約権の取得条項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり289円の支払を完了した日又は平成24年10月9日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利あるいは義務の付された有価証券(新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の普通株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。)の発行又は処分(但し、当社、子会社又は関連会社の役員・従業員又は取引先向け新株予約権の付与、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。)を行わないことに合意する予定であること。

割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当を受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできないこと。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の取得について、以下の(ア)~(ウ)の合意をする予定であること。

- (ア) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり289円にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。
- (イ) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割を行うこと、又は当社が株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となること(以下これらを総称して「組織再編行為」といいます。)を当社の株主総会等で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をし、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり289円にて、残存する本新株予約権の全部を取得すること。
- (ウ) 当社は、本新株予約権の発行後、20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値が下限行使価額を下回った場合、当該20連続取引日の最終日から起算して11営業日が経過する日に、本新株予約権1個当たり289円にて、残存する本新株予約権の全部を取得・消却すること。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資による当社普通株式の発行は、(i)短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、同時に1株当たり利益の希薄化も短期間に大きく引き起こされるため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考えられること、(ii)当社の資金需要の特性に鑑みると、機動性の観点から適当ではないと考えられること。

第三者割当による当社普通株式の発行は、短期間で多額の資金調達を行うことが可能ではあるものの、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となるため、当社の株主構成及びコーポレートガバナンスに影響を及ぼすと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)は、MSCBの割当先が転換権を有しているため発行会社のコントロールが一切及ばず、かつ、転換終了まで転換株数(希薄化率)が未確定であるため、既存の株式1株当たりの価値に及ぼす影響の予測が困難となり、株主を不安定な状況に置くことになると考えられること。

ファシリティ契約の付かない新株予約権は、新株予約権の割当先の裁量で自由に新株予約権の行使が可能となることから、資金調達のタイミングをコントロールすることができず、機動性、及び希薄化の観点から適当ではないと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使期間を約2年間とする行使価額修正条項付新株予約権を第三者割当の方法によって割当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。

当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約及び以下の内容を含んだファシリティ契約を締結する予定です。

[ファシリティ契約の内容]

ファシリティ契約とは、当社と割当予定先との間において、本新株予約権の行使プロセス等について取り決めるものであり、以下のとおり、ファシリティ契約期間中は原則として当社が行使要請を行った場合に限り本新株予約権の行使を可能とすること、割当予定先は当社の要請に従い本新株予約権を行使するよう最大限努力すること等を規定するものです。

割当予定先は、平成22年10月5日から平成24年9月7日までの期間(以下「ファシリティ契約期間」といいます。)においては、本新株予約権の行使期間内であっても、ファシリティ契約の規定に従って行使する場合は、本新株予約権を行使しないことに同意します。

当社は、ファシリティ契約期間において、随時、何回でも、割当予定先に対して本新株予約権の行使を要請する期間(以下「行使要請期間」といいます。)及び行使要請期間中に割当予定先に対して行使を要請する本新株予約権の個数(以下「行使要請個数」といいます。)を定めることができます。

当社は、行使要請期間及び行使要請個数を定めたときは、行使要請期間の初日の前取引日までに、割当予定先に対して通知(以下「行使要請通知」といいます。)を行います。なお、当社は、行使要請通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社は、当社に重要事実等が生じた場合には、かかる事実について公表がされた後でなければ、行使要請通知を行うことができません。

当社が行使要請通知を行った場合、割当予定先は、行使要請通知に定める行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力します。ただし、割当予定先は、本新株予約権を行使する義務は負っていません。

1回の行使要請通知に定める行使要請期間は、一定の限度があり、20取引日以上期間です。

1回の行使要請通知に定める行使要請通知個数は、一定の限度があり、100個以上、11,000個以内の範囲です。

当社は、割当予定先に対し、撤回通知を交付することにより、その時点で未行使の行使要請個数のある行使要請通知を撤回することができます。ただし、行使要請通知に係る残存行使要請期間が4取引日未満である場合を除きます。なお、当社は、撤回通知を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

VWAPの90%に相当する金額(以下「本VWAP値」といいます。)が500円(最近3年間の株価推移を勘案して決定しました。)を超える場合には、その超過した日の翌取引日から、本VWAP値が500円以下となる日までの期間は、ファシリティ契約に基づく割当予定先に対する制約は解除され、割当予定先は自社の裁量で自由に行使することが可能となります。但し、その超過した日が行使要請期間中である場合には、行使要請期間の終了日までの期間は上記制約は解除されません。

約2年間の行使期間のうち最後の1ヶ月間は、自由行使期間となり、割当予定先は自社の裁量で自由に行使することが可能となります(なお、当社は、取締役会の決議を経た上で、いつでも本新株予約権を取得・消却することができます。)

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う当社普通株式の売付け等以外の本案件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株を行わない旨の合意をする予定であります。

なお、割当予定先と株式会社エス・エス・ディの間で株券貸借取引契約の締結を行う可能性があります。現時点では契約内容に関して決定した事実はございません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

6. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）（注）1．	発行諸費用の概算額（円）（注）2．	差引手取概算額（円）
452,624,000	10,000,000円	442,624,000

(注) 1．払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（4,624,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（448,000,000円）を合算したものであります。

2．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3．行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間に行使が行なわれない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
コンピュータ周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における新規製品の開発のための研究開発資金	100	平成22年10月～平成23年3月
コンピュータ周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における販売拡大に伴う仕入等の運転資金	342	平成22年10月～平成24年9月

(注) 1．調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて別途保管する予定です。

2．差引手取概算額が上記合計額442百万円を下回った場合、資金使途の優先順位は高い順に以下のとおりであります。

コンピュータ周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における新規製品の開発のための研究開発資金

コンピュータ周辺機器及びデジタル受信機器関連事業における販売拡大に伴う仕入等の運転資金

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	日興コーディアル証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 渡邊 英二
資本金	100億円
事業の内容	金融商品取引業等
主たる出資者及びその出資比率	株式会社三井住友銀行 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係（平成22年8月31日現在）

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	- 株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	40株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

c．割当予定先の選定理由

割当予定先は、当社の主幹事証券会社として当社の経営及び事業内容に対する理解が深く、また、新株予約権の行使執行能力、その後の市場での売却執行能力、マーケットの洞察力等を総合的に勘案した上で、同社への割当を決定いたしました。

なお、第三者割当による本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の定めに基づいて行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は以下であります。

日興コーディアル証券株式会社：1,600,000株

e．株券等の保有方針

本新株予約権買取契約において、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、市場動向等を勘案しつつ適時売却（借株を用いた売却の場合には、当該借株の貸主に対して返却）していく方針です。

本新株予約権の目的株式数は、本新株予約権の払込時点における当社上場株式数の10%を上回るものですが、当社と割当予定先は、本新株予約権買取契約において、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込期日時点で金融商品取引所が公表している直近の当社の普通株式に係る上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。

当社は割当予定先との間で、本新株予約権の発行を除き、本新株予約権買取契約の締結日以降、割当予定先が残存する新株予約権を全て行使した日、本新株予約権の取得条項に基づき残存する本新株予約権の全部を取得し、これを消却し、かつ、本新株予約権1個当たり289円の支払を完了した日又は平成24年10月9日のいずれか先に到来する日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利あるいは義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び取得対価を当社の普通株式とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。）の発行又は処分（但し、当社、子会社又は関連会社の役員・従業員又は取引先向け新株予約権の付与、株式分割、新株予約権若しくは取得請求権の行使又は取得条項の発動によるものを除きます。）を行わないことに合意する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所その他の金融商品取引所の取引参加者であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の内容として譲渡制限は設けておりません。ただし、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行要項、本新株予約権買取契約及びファシリティ契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計が算定した結果を参考として、本新株予約権の1個の払込金額を289円としました。なお、当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性、当社の資金調達需要等について一定の前提を置き、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提の下で行使期間にわたって一様に分散的な権利行使がなされることを仮定しており、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資の発行事例におけるスプレッド水準）を想定して評価を実施しています。当社は、当該算定機関の算定結果並びに発行条件についての考え方及びそのプロセスについての法律顧問の助言を参考にしつつ、また、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の欄外注1．及び2．に記載の事由を勘案の上、本新株予約権の払込金額が合理的であると判断しました。また、行使価額は当初、平成22年9月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

これらの結果、当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額が割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、当社の議決権総数109,143個（平成22年3月31日現在）に対して最大14.66%の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達により当社の業容を拡大し、今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、新株予約権の目的である当社普通株式数の合計1,600,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は41,497株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ 当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式 数 (株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
藤岡 浩	大阪府富田林市	1,593,500	14.60	1,593,500	12.73
株式会社エス・エス ・ディ	大阪府富田林市藤沢台6丁目 24番22号	1,475,000	13.51	1,475,000	11.79
藤岡 毅	大阪府富田林市	800,000	7.33	800,000	6.39
藤岡 有紀子	大阪府富田林市	223,700	2.05	223,700	1.79
ピクセラ従業員持株 会	大阪市浪速区難波中2丁目10 番70号 パークスタワー25F	132,700	1.22	132,700	1.06
吉田 良治	長崎県長崎市	100,100	0.92	100,100	0.80
藤岡 紀子	大阪府富田林市	100,000	0.92	100,000	0.80
東京海上日動火災保 険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目 2番1号	75,000	0.69	75,000	0.60
御前 仁志	大阪府高石市	65,000	0.60	65,000	0.52
計	-	4,683,503	41.83	4,683,503	36.48

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、それぞれ平成22年3月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんので、「割当後の所有株式数」の算出に当たり、割当予定先の所有株式数には本新株予約権の目的である株式の数を加算しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合、割当予定先に係る「割当後の所有株式数」は1,600,000株、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は12.79%となります。

4. 上記のほか、当社は自己株式118,503株を保有しております（発行済株式総数に対する割合は1.07%）。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第28期事業年度）の提出日（平成21年12月25日）以後、本有価証券届出書提出日（平成22年9月16日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

その内容は以下のとおりです。

（平成22年2月15日提出の臨時報告書）

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与えると見込まれる事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該事象の発生日

平成22年2月10日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

特別利益の発生およびその内容について

イ) 賞与引当金の戻入

転職支援制度の実施等により退職者が増加したことに伴い、冬季賞与の支払が減少したことから当該引当に係る戻入を賞与引当金戻入益として計上いたします。

ロ) 債務保証損失引当金の戻入

当社は、持分法適用関連会社の株式会社RfStreamの金融機関からの借入に対し債務保証を行っておりますが、当社はこの保証について、同社の業績および財政状態が著しく悪化したことから、前期までに債務保証損失引当金を計上しておりました。今般、同社が金融機関に借入金の一部を返済したことから、当該引当の一部に係る戻入を債務保証損失引当金戻入益として計上いたします。

ハ) その他

解散を決定した連結子会社である貝賽萊（上海）多媒体信息技术有限公司の清算手続きの過程において債務免除益が発生したことなどその他を特別利益に計上いたします。

特別損失の発生およびその内容について

イ) 解散する連結子会社の事業整理

解散を決定した連結子会社である貝賽萊（上海）多媒体信息技术有限公司の行っていた中国におけるデジタル放送関連事業の撤退に係る費用を事業撤退損として計上いたします。

ロ) 転職支援制度の実施

転職支援制度の実施に伴い、同制度の利用による退職金を特別退職金として計上いたします。

(3) 当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成22年9月期第1四半期の連結及び個別決算において、以下のとおり特別利益および特別損失を計上いたします。

（単位：千円）

勘定科目	平成22年9月期第1四半期	
	連結	個別
（特別利益）		
賞与引当金戻入益	7,023	7,023
債務保証損失引当金	17,371	51,409
その他	3,558	1,443
（特別損失）		
事業撤退損	1,900	1,900
特別退職金	1,205	1,205

（平成22年9月8日提出の臨時報告書）

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与えると見込まれる事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。なお、本報告書は当該事象を決定した時点で提出されるべきものであります。当社ではこれを失念しておりましたため、本日ここに提出するものであります。

(1) 当該事象の発生日

平成22年8月10日（第3四半期決算取締役会承認日）

(2) 当該事象の内容

当社が保有する「その他有価証券」に区分されている投資有価証券のうち、時価が著しく下落し、その回復があると認められないものについて、減損処理を行い投資有価証券評価損を計上することにいたしました。

(3) 当該事象の連結損益および損益に与える影響額

平成22年9月期の連結及び個別決算において、それぞれ次のとおり特別損失を計上する予定であります。

（連結）

投資有価証券評価損 3,920千円

（個別）

投資有価証券評価損 3,920千円

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年9月16日）までの間において変更及び追加がありました。その内容は以下のとおりであります。変更及び追加箇所については、 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年9月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また以下の変更及び追加箇所のほか新たに記載する将来に関する事項もありません。

4 事業等のリスク

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、本有価証券届出書提出日（平成22年9月16日）現在において入手し得る情報に基づいて当社グループが判断したものであります。

1.～4. 省略

5. その他のリスク

(1)～(4) 省略

(5)関係会社の業績・財政状態

当社は、子会社2社の株式を保有しております。当社の子会社はいずれも損失を計上しており、こうした関係会社の業績・財政状態が、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6)株式の希薄化リスクについて

 ストックオプションについて

当社は、ストックオプション制度を採用しており、旧商法第280条ノ20及び280条ノ21の規定に基づき、当社取締役および従業員等に対して新株予約権を付与しております。

これらの新株予約権は、本有価証券届出書提出日（平成22年9月16日）現在で合計229,000株となり、発行済株式総数の2.1%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

 第三者割当による新株予約権の発行について

平成22年9月16日開催の取締役会において、今後の業績向上に向けた事業活動に必要な資金調達を第三者割当による新株予約権の発行にて行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合に発行される新株式1,600,000株は発行済株式総数の14.7%を占めております。これらの新株予約権の行使が行われた場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(7)省略

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成21年12月25日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正 報告書	事業年度 (第28期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成22年1月19日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の訂正 報告書	事業年度 (第28期)	自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日	平成22年2月12日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期 第3四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月12日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは前連結会計年度において1,324,365千円、当連結会計年度において1,902,158千円の営業損失を、前連結会計年度において2,029,761千円、当連結会計年度において2,392,583千円の当期純損失を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローについても、前連結会計年度において24,723千円、当連結会計年度において1,741,429千円のマイナスになっている。当該状況により、当連結会計年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月25日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中公認会計士 日野 利泰 印
公認会計士 重谷 芳人 印

<財務諸表監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは前連結会計年度において1,902,158千円、当連結会計年度において1,014,451千円の営業損失を計上し、4期連続の営業損失となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性を連結財務諸表には反映していない。
2. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年10月5日の取締役会において、第29期上半期(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)の役員退職慰労引当金の積立を引き続き凍結する決議を行っている。

<内部統制監査>

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ピクセラの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社ピクセラが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年12月26日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 高濱 滋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前事業年度において1,105,375千円、当事業年度において1,709,584千円の営業損失を、前事業年度において2,365,544千円、当事業年度において2,504,797千円の当期純損失を計上している。当該状況により、当事業年度末において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月25日

株式会社ピクセラ

取締役会 御中

公認会計士 日野 利泰 印
公認会計士 重谷 芳人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピクセラの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前事業年度において1,709,584千円、当事業年度において813,037千円の営業損失を計上し、4期連続の営業損失となっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性を財務諸表には反映していない。
2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年10月5日の取締役会において、第29期上半期(平成21年10月1日から平成22年3月31日まで)の役員退職慰労引当金の積立を引き続き凍結する決議を行っている。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利 泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年10月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)」を適用している。
- 2 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社グループは前連結会計年度において1,902,158千円の営業損失を計上し、3期連続の営業損失となった。また、当第3四半期連結会計期間においても137,055千円の営業損失を計上していることから、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続性に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社ピクセラ
取締役会 御中

日野公認会計士事務所

公認会計士 日野 利 泰 印

重谷公認会計士事務所

公認会計士 重谷 芳 人 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ピクセラの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の監査に比べ限定された手続により行われた。

私たちが実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ピクセラ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第18号 平成19年12月27日)を適用している。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。